

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第75号）（都市計画局歩くまち京都推進室）

京都駅八条口貸切バス乗降場について、これまでの利用実態を踏まえ、乗降場や周辺道路等の適切な利用を促すとともに、乗降場の運営を安定させるため、次のとおり利用料金の上限の取扱いを改めることとしました。

改正前			改正後		
午前6時	20分までごとに	2,030円	午前6時	20分までごとに	2,030円
午後6時	10分以内は無料		午後6時	10分以内の <u>降車</u> は無料	
午後6時	20分までごとに	1,010円	午後6時	20分までごとに	1,010円
午前6時	10分以内は無料		午前6時	10分以内は無料	

また、京都駅八条口貸切バス臨時降車場について、繁忙期には臨時の乗車場所として使用することとするため、新たに京都駅八条口貸切バス乗降場と同様の利用料金の規定を設けることとしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第75号

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、利用料金を徴収しない。

- (1) 午後11時から翌日の午前6時までの間にタクシー待機場に旅客自動車を入場させた者
- (2) 午前6時から午後6時までの間に貸切バス乗降場等に入場させた旅客自動車を、旅客を乗車させずに10分以内に退場させた者
- (3) 午後6時から翌日の午前6時までの間に貸切バス乗降場等に入場させた旅客自動車を10分以内に退場させた者

別表第3 京都駅八条口貸切バス乗降場の項を次のように改める。

京都駅八条口貸切バス乗降場	午前6時から午後6時までに入場	20分までごとに2,030円
	午後6時から翌日の午前6時までに入場	20分までごとに1,010円
京都駅八条口貸切バス臨時降車場	午前6時から午後6時までに入場	20分までごとに2,030円
	午後6時から翌日の午前6時までに入場	20分までごとに1,010円

別表第3備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都駅八条口旅客自動車待機場等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都駅八条口貸切バス乗降場及び京都駅八条口貸切バス臨時降車場の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス臨時降車場の利用に係る料金について適用し、同日前に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス臨時降車場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(都市計画局歩くまち京都推進室)